

平成 2 8 年度  
「二酸化炭素削減技術実証試験事業」

海洋環境調査

業務仕様書

平成 2 8 年 4 月

日本 C C S 調査株式会社

## 1. 適用

本仕様書は、日本CCS調査株式会社（以下「当社」という）が経済産業省より受託した平成28年度「二酸化炭素削減技術実証試験事業」海洋環境調査（以下、「本業務」という）に適用する。

## 2. 目的

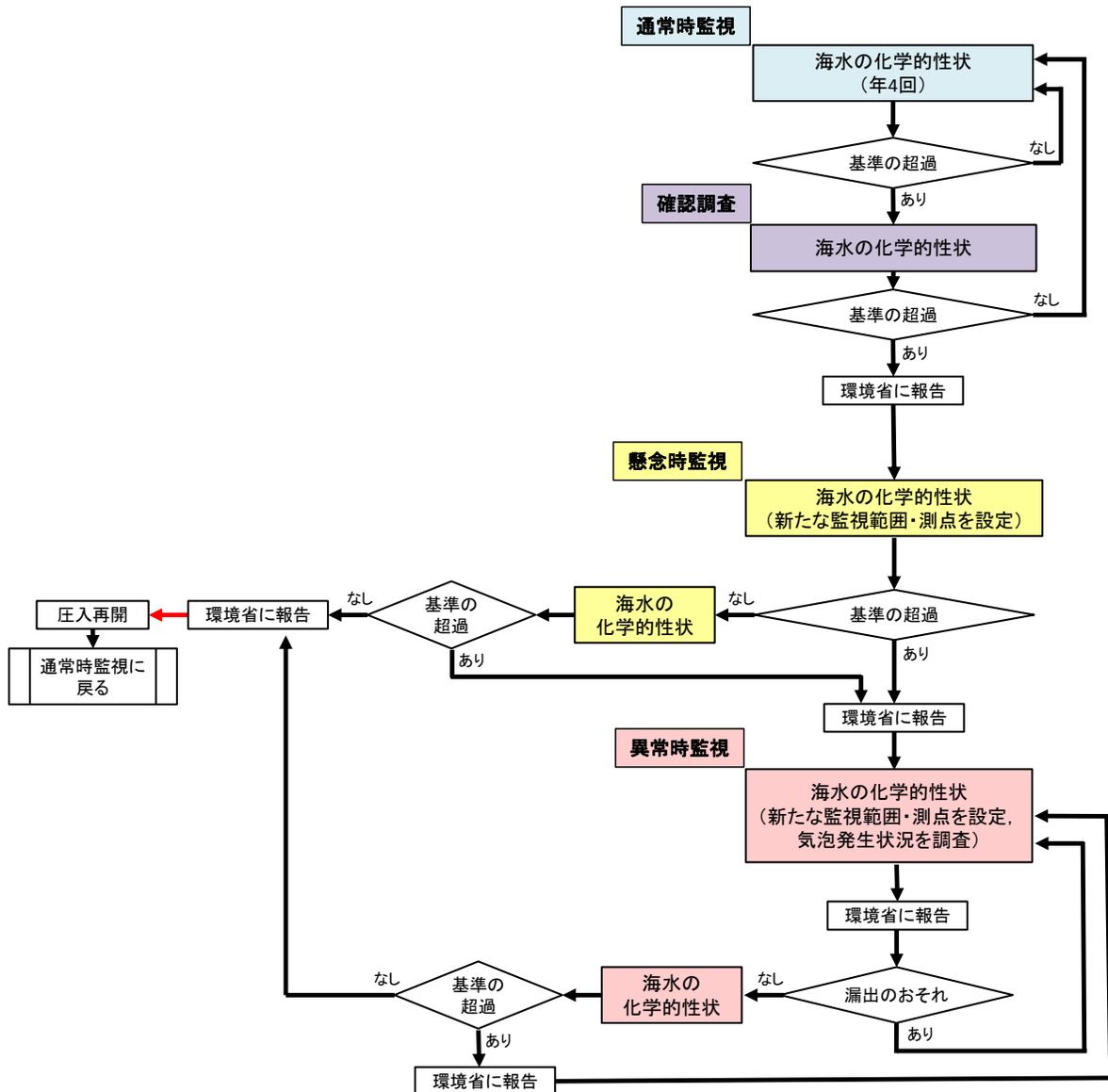
本業務の目的は、経済産業省が実施する特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の苫小牧地点実証事業において、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下、「海洋汚染防止法」という）に基づき提出した特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄許可申請書類の別紙-2「特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄する海域の特定二酸化炭素ガスに起因する汚染状況の監視に関する計画に係る事項」（以下、「監視計画」という）に記載した海域の状況に関する事項のうち、海水の化学的性状、海洋生物及び生態系並びに海洋の利用の状況、その他特定二酸化炭素ガスの状況及び海域の状況を把握するために必要な項目の現地調査を実施し、廃棄海域における海洋環境への影響が事前の予測・評価の範囲に収まっていることを確認するとともに、監視の結果を環境大臣に報告することである。

## 3. 業務内容

下記3. 1～3. 5の業務のうち、（1）**通常時監視**が平成28年度に計画的に実施する業務である。（2）**確認調査**、（3）**懸念時監視**および（4）**異常時監視**は、必要が生じた場合、直ちに実施する業務である。したがって、（2）～（4）の業務が発生した場合の費用については、別途清算するものとする。なお、（2）～（4）の業務が発生した場合、調査の実施までの所要時間（見込み日数）を実施計画に記載すること。

監視の業務フロー（海洋環境調査）を、図1に示す。

平成28年度の海洋環境調査の実施項目を、表1に示す。



注: → は環境省による判断を経たの移行を示す

図 - 1 監視の業務フロー (海洋環境調査)

表 1 平成 28 年度の海洋環境調査の実施項目

	(1) 通常時監視	(2) 確認調査	(3) 懸念時監視	(4) 異常時監視
3. 1 海水の化学的性状	4 回 (四季)	必要が生じた場合 直ちに実施	必要が生じた場合 直ちに実施	必要が生じた場合 直ちに実施
3. 2 海洋生物の状況	4 回 (四季)	—	—	必要が生じた場合 直ちに
3. 3 気泡発生の有無と 状況	4 回 (四季)	必要が生じた場合 直ちに実施	必要が生じた場合 直ちに実施	必要が生じた場合 直ちに実施
3. 4 生態系の状況	—	—	—	必要が生じた場合 直ちに実施
3. 5 海洋の利用の状況	—	—	—	必要が生じた場合 直ちに実施

### 3. 1 海水の化学的性状

#### (1) 通常時監視

図 2 および表 2 に示す 12 測点で、①採水による水質分析、②多項目水質センサーによる鉛直観測等、③採泥による底質分析を行う。

調査は、年 4 回実施する。実施時期は、春季 (5~6 月)、夏季 (8~9 月)、秋季 (11~12 月)、冬季 (2~3 月) の予定とし、具体的な実施日については地元漁協との調整により決定する。

調査結果は、各季の調査ごとにとりまとめ、速やかに報告書を提出する。

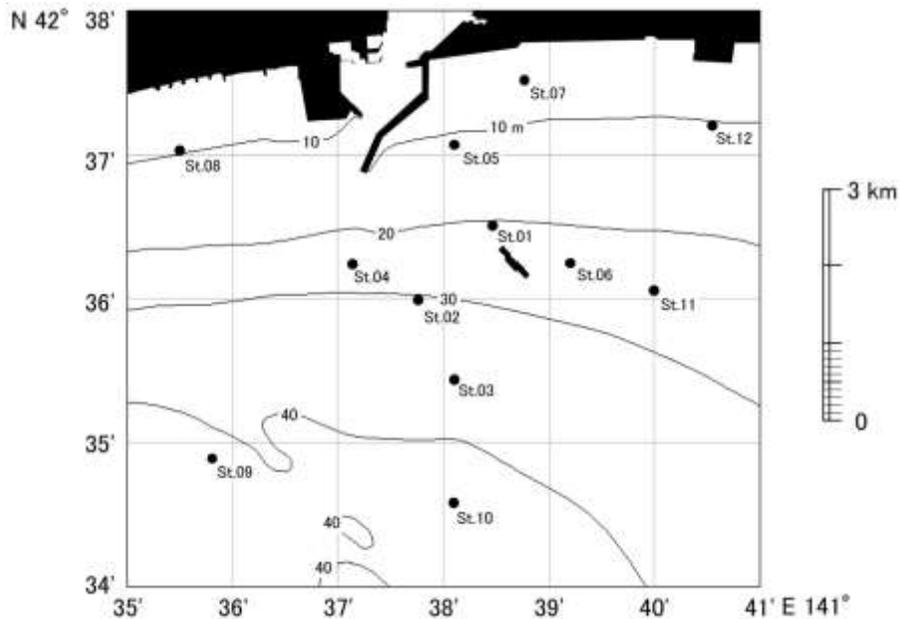


図 2 海水の化学的性状の調査海域と測点位置 (St. 01~12)

表2 海水の化学的性状の調査測点の緯度経度

調査測点	緯度	経度
St. 01	北緯 42° 36' 30"	東経 141° 38' 28"
St. 02	北緯 42° 35' 59"	東経 141° 37' 46"
St. 03	北緯 42° 35' 26"	東経 141° 38' 07"
St. 04	北緯 42° 36' 14"	東経 141° 37' 07"
St. 05	北緯 42° 37' 04"	東経 141° 38' 07"
St. 06	北緯 42° 36' 15"	東経 141° 39' 13"
St. 07	北緯 42° 37' 31"	東経 141° 38' 47"
St. 08	北緯 42° 37' 02"	東経 141° 35' 31"
St. 09	北緯 42° 34' 53"	東経 141° 35' 49"
St. 10	北緯 42° 34' 34"	東経 141° 38' 06"
St. 11	北緯 42° 36' 03"	東経 141° 40' 00"
St. 12	北緯 42° 37' 12"	東経 141° 40' 33"

注：世界測地系 WGS84

St. 01、St. 02、St. 03、St. 04、St. 06、St. 09、St. 10 および St. 11 の 8 測点の底層（海底面上 2m）の調査結果が、図 3 に示す監視段階の移行基準を超えた場合、（2）確認調査を直ちに行う。

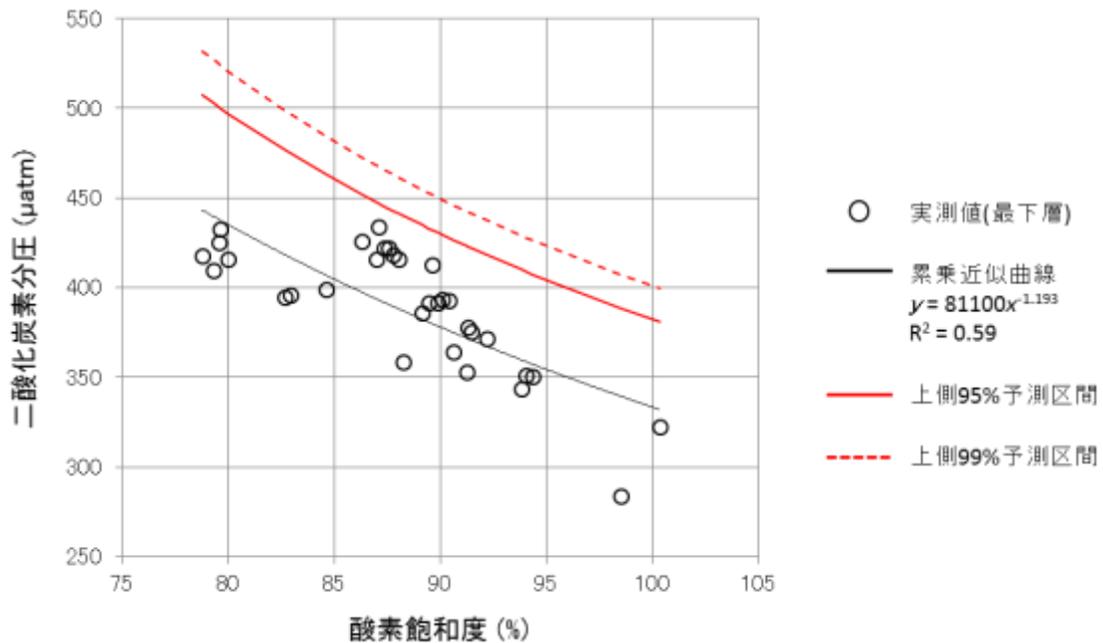


図3 底層（海底面上 2m）の酸素飽和度と二酸化炭素分圧との関係による監視段階の移行基準（累乗近似による上側 95%予測区間）

### ① 採水による水質分析

バンドーン型採水器や北原式採水器などを使用して採水し、水温、塩分、水素イオン濃度 (pH)、溶存酸素 (DO)、全炭酸、アルカリ度および硫化物イオン濃度を分析する。水質の分析方法を、表 3 に示す。

採水層は、表層 (海面下 0.5m)、上層 (海面下 5m)、下層 (海底面上 5m) および底層 (海底面上 2m) とする。

分析するまでに水質が変化しないよう留意する。また、得られたデータより二酸化炭素分圧 (pCO<sub>2</sub>) を計算する。

採水による水質分析の結果から、上述した海水の化学的性状調査による監視段階の移行基準の判定を行うため、採水の実施から水質分析の結果が判明するまでの所要時間 (見込み日数) を実施計画に記載すること。また、二酸化炭素分圧 (pCO<sub>2</sub>) の測定精度も実施計画に記載すること。

表 3 水質分析方法

項目	分析法	参考文献
水温	温度計による計測 (現地測定)	—
塩分	海洋観測指針 5.3.4.2	海洋観測指針 (気象庁:1999)
pH	ガラス電極センサーによる計測 (現地測定)	海洋観測指針 (気象庁:1999)
DO	ウインクラ法 海洋観測指針 5.4	海洋観測指針 (気象庁:1999)
全炭酸	リン酸添加, 電量滴定法 ・参照物質 (Reference material for oceanic CO <sub>2</sub> measurements) による分析精度管理	Dickson AG, Sabine CL and Christian JR (eds.) (2007). Guide to best practices for ocean CO <sub>2</sub> measurements. PICES Special Publication 3, 191 pp.
アルカリ度	改良グランプロット法 ・参照物質 (Reference material for oceanic CO <sub>2</sub> measurements) による分析精度管理	Dickson AG and Goyet C (1994). DOE Handbook of methods for the analysis of the various parameters of the carbon dioxide system in sea water; version 2, ORNL/CDIAC-74, Dep. Of Energy, Washington, D.C.
硫化物イオン濃度	ガスクロマトグラフによる GC-FPD 法	環境省告示第 9 号別表第 2 第 3 (昭和 47 年)
pCO <sub>2</sub>	全炭酸とアルカリ度から CO <sub>2</sub> SYS による炭酸平衡の関係式により算出	Lewis E, Wallace DWR (1998). Program developed for CO <sub>2</sub> system calculations, ORNL/ CDIAC-105. Oak Ridge: Carbon Dioxide Information Analysis Center, Oak Ridge National Laboratory, U.S. Department of Energy.

## ② 多項目水質センサーによる鉛直観測等

多項目水質センサーなどの同時測定が可能な測定器を使用して、水温、塩分、DO および pH の鉛直観測を 0.5m ピッチで行い、温度躍層や密度躍層の有無も併せて確認する。

また、多項目水質センサー調査時に、各測点から潮上に 50m 程度離れた位置において流況（流速・流向）観測を実施する。採水作業および多項目水質センサーによる鉛直観測の調査作業を実施している間、表層（海表面下 2m）と底層（海底直上 2m）の 2 層に電磁流向流速計等を取り付けた係留系を設置し、観測を行う。

## ③ 採泥による底質分析

スミス・マッキンタイヤ型採泥器による採泥を行い、以下の現地測定および持ち帰っての分析を行う。

- ・ 採取した底質は、船上にて速やかに泥色の観察を行い、pH、酸化還元電位（ORP）を現地で測定する。
- ・ 底質分析項目は、全有機炭素、無機炭素、硫化物、粒度組成、含水率および空隙率とする。底質の分析方法を、表 4 に示す。

表 4 底質分析方法

項目	分析法	参考文献
pH	ガラス電極センサーによる計測（現地測定）	—
ORP	ガラス電極センサーによる計測（現地測定）	—
全有機炭素	塩酸による前処理後、 全有機炭素を CHN 元素分析で測定	底質調査方法（H24.8） II 4.10
無機炭素	全炭素量（TC）－全有機炭素量（TOC）	底質調査方法（H24.8） II 4.10
硫化物	亜鉛アンミン溶液で現地固定後、よう素滴定法	底質調査方法（H24.8） II 4.6
粒度組成	ふるい法および沈降法	JIS A 1204
含水率	110±5°Cの炉乾燥による方法	日本規格協会（2009） JIS A 1203:2009
空隙率	含水率と容積から算出	—

## （2） 確認調査

確認調査は、（1）通常時監視の結果で監視段階の移行基準の超過を確認後、1週間程度の期間内に実施する。

確認調査では、（1）通常時監視の結果で監視段階の移行基準を超えた調査測点を中心として、そこから東西南北方向に 100m 離れた 4 点を新たな調査測点として設定する。この新たな調査測点および通常時監視と同じ 12 測点において、（1）通常時監視と同様の方法で、①採水に

よる水質分析、②多項目水質センサーによる鉛直観測等を行う。なお、協議により、調査測点などを変更する場合がある。

調査結果は、とりまとめ後、速やかに報告書を提出する。

調査の結果、図2に示す監視段階の移行基準を超えた1点でも観測値が得られた場合には、懸念時監視に移行する。確認調査を行ったすべての測点において、観測値が監視段階の移行基準内に収まっており、漏出またはそのおそれが生じていないことが環境省により判断された場合、通常時監視状態となる。

### (3) 懸念時監視

懸念時監視は、(2) 確認調査の結果で監視段階の移行基準の超過を確認後、1週間程度の期間内に実施する。

懸念時監視では、(2) 確認調査の結果で監視段階の移行基準を超えた調査測点を中心として、そこから東西南北方向に100m離れた4点を新たな調査測点として設定する。この新たな調査測点および確認調査を実施した調査測点において、(1) 通常時監視と同様の方法で、①採水による水質分析、②多項目水質センサーによる鉛直観測等を行う(確認調査の結果で監視段階の移行基準を超えた調査測点が、通常時監視で監視段階の移行基準を超えた調査測点と同じ場合は、懸念時監視の調査測点は、確認調査の調査測点と同じとなる。)。なお、協議により、調査方法などを変更する場合がある。

調査の結果、図2に示す監視段階の移行基準を超えた観測値が得られた場合には、異常時監視へ移行する。

また、観測値が監視段階の移行基準内に収まっている場合は、10日程度の間隔で再調査を実施する。再調査で監視段階の移行基準を超えた観測値が得られた場合には、異常時監視へ移行する。再調査での観測値が、監視段階の移行基準内に収まっており、漏出またはそのおそれが生じていないことが環境省により判断された場合には、通常時監視に戻る。

調査結果は、各回の調査ごとにまとめ、直ちに報告書を提出する。

### (4) 異常時監視

異常時監視は、(3) 懸念時監視の結果で監視段階の移行基準の超過を確認後、1週間程度の期間内に実施する。

(1) 通常時監視および(3) 懸念時監視で設定したすべての監視測点において、(1) 通常時監視と同様の方法で、①採水による水質分析、②多項目水質センサーによる鉛直観測等、③採泥による底質分析を行う。なお、技術的に可能である場合は、漏出が疑われる海域の近底層に炭酸系物質観測のためのセンサー(pH計、pCO<sub>2</sub>計など)を設置し、連続観測する。

異常時監視における①採水による水質分析と②多項目水質センサーによる鉛直観測等は2回以上行い、各調査は10日程度の間隔で実施する。③採泥による底質分析は、海水の化学的性状と同時に行う。さらに、漏出が疑われる海域の近底層に炭酸系物質を観測するためのセンサー（pH計、pCO<sub>2</sub>計など）を設置し、連続測定することが可能であった場合には、採水と同様に10日程度の頻度で観測値を確認する。なお、協議により、調査方法などを変更する場合がある。調査結果は、各回の調査ごとにまとめ、直ちに報告書を提出する。

### 3. 2 海洋生物の状況

#### (1) 通常時監視

海域のベースライン調査を実施した12測点（図1）において、以下の①～④の調査を実施する。

調査は年4回実施し、実施時期は、春季（5～6月）、夏季（8～9月）、秋季（11～12月）、冬季（2～3月）の予定とし、具体的な実施日については地元漁協との調整により決定する。

調査結果は、各季の調査ごとにとりまとめ、速やかに報告書を提出する。

#### ① 植物プランクトン

バンドーン型採水器や北原式採水器などを使用して採水し、植物プランクトンを採集する。この際、ホルマリンなどを用いて固定して持ち帰り、種の同定およびその細胞数を計測して1m<sup>3</sup>あたりの細胞数に換算する。

#### ② 動物プランクトン

北原式ネットを使用して、動物プランクトンを海底面の直上1mから海面上まで鉛直採集する。この際、ろ過水量を計測する。プランクトンはホルマリンなどで固定して持ち帰り、種の同定および個体数を計測して1m<sup>3</sup>あたりの個体数に換算する。

#### ③ メイオベントスおよびマクロベントス

スミス・マッキンタイヤ型採泥器などを用いて採泥し、メイオベントスおよびマクロベントスを採集する。マクロベントスは1mmの篩に残ったものとする。ベントスはホルマリンなどで固定して持ち帰る。固定した試料中の動物種の同定と個体数の計測を行い、1m<sup>2</sup>あたりの個体数に換算する。

#### ④ メガロベントス

遠隔操作無人探査機（ROV）による水中カメラ観察方法を用いて、出現状況を分析する。各測点において100mの調査測線を設け、測線に沿ってROVによる海底動画撮影を行う。なお、撮影

については視界不良を鑑みて実施する。撮影動画を分析し、調査状況（時間、距離、撮影測線の角度、水深、海底状況など）を記録するとともに、主な出現種ごとに個体数または被度を計測する。

ROV 観察を実施する際には、気泡発生の有無を同時に監視する。

また、St. 07、St. 08 および St. 12 において、ウバガイの分布状況を、けた網等を用いて年 1 回調査する。具体的な実施日については、地元漁協との調整により決定する。

## **(2) 確認調査**

確認調査では、海洋生物の状況調査は実施しない。

## **(3) 懸念時監視**

懸念時監視では、海洋生物の状況調査は実施しない。

## **(4) 異常時監視**

(1) **通常時監視**および(3) **懸念時監視**で設定したすべての監視測点において、通常時監視と同様の方法で調査を実施する。なお、協議により、調査方法などを変更する場合がある。

監視は年 4 回実施し、実施時期は、春季（5～6 月）、夏季（8～9 月）、秋季（11～12 月）および冬季（2～3 月）の予定とし、具体的な実施日については地元漁協との調整により決定する。なお、海洋生物の状況に漏出による明らかな影響が認められる場合には、監視の頻度を月 1 回とする。

調査結果は、各回の調査ごとにまとめ、直ちに報告書を提出する。

### **3. 3 気泡発生の有無と状況**

#### **(1) 通常時監視**

**3. 1 海水の化学的性状**の調査を実施する際に、海面への気泡上昇の有無を船上より目視で監視する。また、**3. 2 海洋生物の状況の④メガロベントス**の調査で ROV 観察を実施する際に、気泡発生の有無を同時に監視する。

調査結果は、**3. 1 海水の化学的性状**の結果と併せて各季の調査ごとにとりまとめ、速やかに報告書を提出する。

#### **(2) 確認調査**

**3. 1 海水の化学的性状**の調査を実施する際に、海面への気泡上昇の有無を船上より目視で監視する。

調査結果は、**3. 1 海水の化学的性状**の結果と併せて各回の調査ごとにとりまとめ、速や

かに報告書を提出する。

### (3) 懸念時監視

3. 1 海水の化学的性状の調査を実施する際に、海面での気泡の存在を船上より目視で観察するとともに、水中カメラを垂下して海水中での気泡の存在を観察する。なお、協議により、測定方法などを変更する場合がある。

気泡発生の確認は、3. 1 海水の化学的性状の調査と同時に行う。

調査結果は、3. 1 海水の化学的性状の結果と併せて各回の調査ごとにまとめ、直ちに報告書を提出する。

### (4) 異常時監視

3. 1 海水の化学的性状の調査を実施する際に、海面での気泡の存在を船上より目視で観察するとともに、気泡が発生していた場合には、気泡の漏出量などを推定するために、水中カメラあるいは音響技術などによって気泡発生の状況を調べる。なお、技術的に可能である場合は、気泡が漏出に起因するものかなどを確認するため、ダイバーやROVなどによって気泡を採取し、炭素の安定同位体比 ( $^{13}\text{C}/^{12}\text{C}$ ) などの成分分析を行う。なお、協議により、調査方法などを変更する場合がある。

調査結果は、3. 1 海水の化学的性状の結果と併せて各回の調査ごとにまとめ、直ちに報告書を提出する。

## 3. 4 生態系の状況

対象海域における貝類、カニ類、魚類などの生態系の主要構成要素について、水産統計などを利用してこれらの資源変動を調査する。また、必要に応じて有識者・漁業関係者からの聞き取り調査を行う。なお、資源変動の状況については入手できる最新の情報を常時把握するよう努める。

### (1) 通常時監視

平成28年度は、生態系の状況調査は実施しない。

### (2) 確認調査

確認調査では、生態系の状況調査は実施しない。

### (3) 懸念時監視

懸念時監視では、生態系の状況調査は実施しない。

#### (4) 異常時監視

異常事象の発生の確認後、直ちに生態系の状況調査を実施する。調査結果は、とりまとめ後、直ちに報告書を提出する。

### 3. 5 海洋の利用の状況

対象海域の利用状況について、既往文献による調査、関係者へのヒアリングなどを用いて、海域のベースライン調査における知見からの変化について調査する。なお、入手できる最新の情報を常時把握するよう努める。

#### (1) 通常時監視

平成 28 年度は、海洋の利用の状況調査を実施しない。

#### (2) 確認調査

確認調査では、海洋の利用の状況調査を実施しない。

#### (3) 懸念時監視

懸念時監視では、海洋の利用の状況調査を実施しない。

#### (4) 異常時監視

異常事象の発生の確認後、直ちに海洋の利用の状況調査を実施する。調査結果は、とりまとめ後、直ちに報告書を提出する。

### 3. 6 安全衛生管理等

上記 3. 1～3. 3 の業務を実施するにあたり、以下の 5 項目について遵守するものとする。また、労働安全衛生等に関する諸法規を遵守するものとする。

- ・ 安全衛生に関する安全衛生組織を定め、事前に組織図を当社に提出すること。
- ・ 災害防止のために作業規則、保安規定ならびに現場立入規則等を設けて、事前に当社に提出するとともに、業務関係者に周知徹底させること。
- ・ 現場作業員に対して作業員名簿を作成し、入退場記録を行うこと。また、適宜必要な教育を実施すること。
- ・ 作業前点検および定期点検の項目・頻度・方法などについて明記した計画書を、事前に当社に提出すること。
- ・ 当社が実施する安全事前評価委員会に協力すること。

### 3. 7 許認可等の取得・支援

上記3. 1～3. 3の業務の実施に際して必要な許認可および調査同意については、当社の指示の下、原則として、請負者が取得するものとする。当社が指示する事案および請負者が申請者となることができない事案については、申請書・説明資料作成などの支援を行う。

### 3. 8 関係機関との折衝

上記3. 1～3. 5および3. 7の業務を行うにあたり必要な苫小牧海上保安署、北海道庁、胆振総合振興局、苫小牧港管理組合、苫小牧漁業協同組合、その他関係機関との折衝に、当社と同行もしくは当社指示により単独で関係機関との折衝を行う。

### 3. 9 海洋汚染防止法対応に係る支援業務

#### (1) 監視段階の移行基準超過時への対応準備計画の立案等

海水の化学的性状調査による監視段階の移行基準は、統計的な予測手法に基づく基準であるため、特定二酸化炭素ガスの漏出がなく自然変動に起因する場合においても、2.5%の確率で基準超過が生じることが想定される。このため、通常時監視において監視段階の移行基準を超えた場合、直ちに懸念時監視に移行せず確認調査を行うが、自然変動の動向によっては観測値の基準超過が継続されるケースも想定される。そのため、例えば、 $pCO_2$ に関わる水質項目について、海底下地層に廃棄した特定二酸化炭素ガスの漏出による影響が及ばない近隣海域での自然変動の動向を調査することも有効と考えられる。

このように観測値が監視段階の移行基準を超えた場合に、その要因が自然変動であることを迅速かつ適確に説明し得る調査計画を立案する。

また、海洋汚染防止法では、科学的知見の充実または国際的な動向等を踏まえ、「利用可能な最良の技法」(BAT: Best Available Techniques)により監視計画の見直しを行うこととされており、3. 1～3. 4の調査方法について見直しの要否を検討し、見直しが必要な場合は新たな調査方法等を立案する。

#### (2) 監視段階移行時の調査項目に係るコンサルティング

懸念時監視や異常時監視に移行した場合、状況に応じて監視の方法の変更・追加を検討する。これらの対応について当社に対して適切なコンサルティングを行う。

#### (3) 海洋汚染防止法に係る提出書類作成等の支援

海洋汚染防止法では、監視計画に基づき監視の結果を環境大臣に報告する義務がある。報告に関わる提出書類作成および報告内容に関する説明の必要が生じた場合の対応について、その支援業務を行う。

#### 4. 貸与物

必要に応じて、以下の（１）および（２）を貸与する。

- （１）海洋環境調査（実地調査、ベースライン観測）請負業務報告書（平成 26 年 11 月）
- （２）特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄許可申請書類（20160217 産第一号）のうち、
  - ・ 別紙-2「特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄する海域の特定二酸化炭素ガスに起因する汚染状況の監視に関する計画に係る書類
  - ・ 添付書類-1「特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をすることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書類」

#### 5. 提出物

以下に示す 5. 1～5. 4 を、本業務に関わる提出物とする。提出物は、特に指定のない限り Microsoft Office で作成することとする。また、印刷によるものの他に、電子媒体でも提出するものとする。

##### 5. 1 作業実施計画書

- （１）請負者は本業務開始に先立ち作業実施計画書を作成し、契約後 3 営業日以内に当社に 2 部提出し、承認を得なければならない。
- （２）作業実施計画書には、最低限以下の事項を記載しなければならない。
  - ① 作業内容
  - ② 実施体制
  - ③ 成果物一覧
  - ④ その他

##### 5. 2 作業進捗報告

- （１）本業務中は、毎月第 3 営業日までに作業進捗報告を、契約締結後連絡する当社担当者宛に電子メールにて送付する。
- （２）作業進捗報告には、最低限、以下の事項を記載するものとし、詳細については別途協議して決定するものとする。
  - ① 当該月の業務内容まとめ
  - ② 当該月の調査実績および累計・進捗率の概要
  - ③ 次月の業務予定
  - ④ その他特記事項
- （３）上記 3. 1～3. 3 の海洋環境調査実施時は、当日の業務内容および翌日の業務予定

などを毎日、契約締結後連絡する当社担当者宛に遅滞なく電子メールにて送付することとする。書式については、別途協議とする。

### 5. 3 最終業務報告書

- (1) 平成29年3月15日までに、本業務で実施したすべての成果をまとめた最終業務報告書（邦文）を提出するものとする。
- (2) 最終業務報告書の内容については、当社による承認を得なければならない。当社が訂正等の指示を行った場合は、請負者は応じなければならない。
- (3) 最終業務報告書の提出物は、下記のとおりとする。
  - ① 業務報告書 2部
  - ② 電子ファイル 1式
  - ③ その他、指示のあるもの

### 5. 4 議事録

当社と本業務に関わる打ち合わせなどを実施した際は、議事録を作成し、速やかに当社に提出するものとする。

### 6. 報告会等

- (1) 調査実施ごとに、調査結果をとりまとめた報告書を速やかに提出する。また、当社からの指示がある場合は、報告会等を行う。
- (2) 最終業務報告書提出後、当社に対し速やかに最終報告会を行う。

### 7. 検収

業務報告書が当社の要求事項を満たしていることを確認して検収とする。検査結果は、書面などにて通知する。

### 8. 業務期間

契約日より平成29年3月20日まで

### 9. その他

#### 9. 1 疑義等

本仕様書に関する解釈の疑義あるいは記載無き事項等については、請負者と当社が協議して解決する。

## 9. 2 機密保持

- (1) 請負者は、本仕様書を本目的以外に使用してはならない。
- (2) 請負者は、本業務に関して得た一切の情報、内容について、書面での許可なく第三者に譲渡、あるいは公表してはならない。

## 9. 3 当社が開催する会議等への協力

当社が開催する会議、関係機関への結果報告等のための資料作成や説明等の協力を、請負者に対して依頼することがある。依頼があった場合、必要に応じて協力をする。

## 9. 4 当社の調査場所への立会いへの協力

上記3. 1～3. 5の調査時に、当社が調査場所へ立会いをすることがある。その際には、必要に応じて協力をする。

以上